

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消し
概要	児童福祉法の規定に基づき処分基準に該当する場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定について取り消しを行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第19条の6 児童福祉法施行令第22条の2 児童福祉法施行規則第7条の28
処分基準	次に掲げる事項に該当する場合。 1. 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 2. 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 3. その他政令で定めるとき。(児童福祉法第19条の3第1項又は第19条の5第1項の規定に基づく申請に関して、虚偽の申請をした場合)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371478.html
備考	